

チコ労務管理事務所通信

健康保険の被保険者証 保険者から被保険者に直接交付可能に



◆改正の趣旨

健康保険制度における被保険者証等については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付すること等が義務付けられていますが、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付すること等が可能となります（10月1日から）。

◆主な改正点

- ① 被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとされます。
- ② 被保険者証の情報を訂正した場合における被保険者証の返付について、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととされます。
- ③ 被保険者証の再交付について、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととされます。
- ④ 被保険者証の検認又は更新等を行った場合における被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとされます。
- ⑤ 高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付方法等について、①～④に準じた改正が行われます。

◆被保険者証等の返納については、事業主経由を省略できない

厚生労働省のQ&Aによると、被保険者証等の返納については、事業主経由を省略できません。被保険者が資格を喪失したときは、これまでと同様に、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しな

ければなりません。

詳しくは下記をご覧ください。

【厚生労働省「健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」PDF】
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210816S0020.pdf>

【厚生労働省「被保険者証等の直接交付に関するQ&A」PDF】
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210816S0030.pdf>

令和3年度の最低賃金の改定と賃金引上げに向けた支援策

◆過去最大の全国一律28円引上げ

10月1日から、地域別最低賃金額（時給）が改定、順次適用されます。今年度の最低賃金は、全国加重平均が昨年より28円増え930円（前年同期比3.1%増）となり、過去最大の引上げ幅となりました。

昨年度の中央最低賃金審議会の答申では、新型コロナウイルスの影響により「現行水準を維持することが適当」とし、引上げの目安額が示されませんでした。今年度は政府が目標として掲げている「年3%の引上

げ、早期に加重平均1,000円」を考慮し、全国一律28円の引上げの目安を公表しました。

◆全国の最低賃金の状況は？

地域別の最低賃金額では、最高額は東京都の1,041円、最低額は高知県と沖縄県の820円で、その金額差は221円と、昨年と変わりませんでした。しかし、目安額の28円に4円上積みし32円引き上げた島根県(824円)のほか、6県が目安額以上を上積みしたため、割合でみると地域間の賃金格差は縮まったこととなります。また、今年度初めて、全国で800円を超えました。

◆最低賃金引上げに向けた支援策

厚生労働省は経済産業省と連携し、コロナ禍における最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業や小規模事業者に対し、以下の賃金引上げに向けた生産性向上等の支援を実施しています。

○雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給

○業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成

・働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成

その他、厚生労働省のホームページから「生産性向上のヒント集」「中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」をダウンロードすることができます。

【厚生労働省「令和3年度地域別最低賃金改定状況」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/

【厚生労働省「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/index.html

「技能検定」を知っていますか？

◆技能検定とは

技能実習生を受け入れている企業ではおなじみかもしれませんが、働く上で身に付ける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、現在、130職種の試験があります。実施団体は、都道府県職業能力開発協会もしくは民間の試験機関です。試験は、難易度によって1級、2級、3級に分かれていて(職種によっては難易度を分けないで行うものもある)、実技試験と学科試験の両方の試験に合格しなければなりません。試験に合格すると、合格書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。

◆技能検定職種

例えば、建設関係(とび、型枠施工、内装仕上げ施工など)、陶磁器製造、金属加工関係(鋳造、鍛造など)、一般機械器具関係(機械検査、機械保全など)、食料品関係(パン製造、菓子製造、製麺など)、衣服・繊維製品関係(染色、ニット製品製造など)、その他(ウェブデザイン、キャリアコンサルティング、ファイナンシャル・プランニングなど)があります。

令和4年度からは、「眼鏡作製」の技能に関する新しい技能検定試験が加わります。

◆企業が社員に技能検定を受検させるメリット

次のようなメリットがあるようです。

- ・若い技能者の習熟度を確かめる方法として有効。
- ・高い技能を持つ技能士がいることで、製品の生産性の向上や品質維持に役立つ。
- ・企業内に能力評価制度がなくても、技能検定を活用することで代用できる。
- ・技能士がいることにより、企業が高い技術力を持つ証明となり、顧客からの信頼を得られる。

【厚生労働省「技能検定制度について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/inoukentei/index.html

人事労務に関する手続き・ご相談・お問い合わせは… チコ労務管理事務所

連絡先：〒130-0014 東京都墨田区亀沢4-19-3
電話：03-3625-2927 FAX：03-6751-8185